令和元年10月1日施行

使 用 料 金 表

伊勢崎市華蔵寺公園運動施設

野		球		場
陸	上	競	技	場
庭		球		場
弓		道		場
市	民	体	育	館
ソ	フト	ボ	ル	場
相		撲		場
補	助	競	技	場

市

民体

共体社司合物

天』	世特別疋朔			
区分	単 位	使月	用料	利用可能な施設
	一般	1人年額	4,940円	伊勢崎市庭球場
テニス コート	高校生	1人年額	3,300円	伊勢崎市あかぼり運動公園テ 二ス場 伊勢崎市あずま総合運動公
	中学生以下	1人年額	1,640円	園テニスコート
	一般	1人年額	3,300円	伊勢崎市弓道場
弓道場	高校生	1人年額	2,200円	伊勢崎市あずま弓道場
	中学生以下	1人年額	1,100円	伊勢崎市境弓道場

沣

- 1 4月1日から翌年の3月31日まで。1年未満の時は1年とみなす。
- 2 共通特別定期の使用料には附属施設の使用料は含まない。

1 伊勢崎市陸上競技場

ア グラウンド

区	分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	摘要
午前9時~正午		3,840円	_	
正午~午後5時		5,500円	_	
午前9時~午後5時		8,800円	26,400円	
練	習	個人 100円	_	1日につき
	一般	1人 年額 3,300円		4月1日から翌年
特別定期	高校生	1人 年額 2,200円	_	の3月31日まで。 1年未満のときも
	中学生以下	1人 年額 1,100円		1年とみなす。

イ 附属設備

区分	使 用 料
用器具	一式 4,400円
力 爺 矣	1点 50円
放送装置(一式)	午前 1,100円
放达表值(一式)	午後 1,100円

注

- 1 高校生以下の使用料は、特別定期及び付属設備を除き半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、特別定期及び付属設備を除きそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 伊勢崎市庭球場

アコー

/	→ 1'		
区分		使 用 料	摘要
午前!	9時~正午	980円	
正午	~午後5時	1,640円	
午後5時~	~午後9時30分	1,470円	
和	東習	320円	
	一般	1人 年額 3,300円	4月1日から翌年の3月3
特別定期	高校生	1人 年額 2,200円	1日まで。1年未満のとき
	中学生以下	1人 年額 1,100円	も1年とみなす。

イ 附属設備

区分	単 位	使 用 料	
夜間照明	1面 1時間	540円	
	午前9時~正午	1,100円	
放送装置(一式)	正午~午後5時	1,100円	
	午後5時~午後9時30分	1,100円	

注

- 1 高校生以下の使用料は、特別定期及び付属設備を除き半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、特別定期及び付属設備を除きそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

3 伊勢崎市弓道場

ひってまがぬいて	7.22~例	
区分	使 用 料	摘 要
午前9時~正午	540円	
正午~午後5時	760円	
午後5時~午後10時	760円	
午前9時~午後10時	2,070円	
練習	1人 1時間 60円	
	1人 年額 2,200円	4848 b > 78 t o o 8 o 4 S t o
特別定期	1人 年額 1,460円	4月1日から翌年の3月31日まで。 1年未満のときも1年とみなす。
	1人 年額 730円	「十八八四マンことの「十つつかみす。

注

- 1 高校生以下の使用料は、特別定期及び付属設備を除き半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、特別定期を除きそれぞれの使用料 の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

4 伊勢崎市民体育館

〔1〕専用利用

ア 大体音室

		使 用 料					
区分		入場料等	手を徴収し	ない場合	入場料	等を徴収す	る場合
<u> </u>	J	スポーツ	スポーツ	営利宣伝の	スポーツ	スポーツ	営利宣伝の
		行事	行事以外	ための利用	行事	行事以外	ための利用
午前9時~	正午	4,940円	19,800円	29,700円	9,900円	39,600円	59,400円
正午~午後	65時	8,240円	33,000円	49,500円	16,500円	66,000円	99,000円
午後5時~午後	後10時	8,240円	33,000円	49,500円	16,500円	66,000円	99,000円
午前9時~午後	炎10時	21,430円	85,800円	128,700円	42,900円	171,600円	257,400円
	(ア)	スポーツ行	丁事は、スプ	ポーツ器具	を含む。		
	(1)			料等を徴収			
摘要		る場合において、その利用面積が3分の2又は3分の1以下のときは、当該使用料のそれぞれの3分の2又は3分の1の金額					
		とさば、当を徴収する		のそれそれ	1003分002	又は3分の	一の金額
			- 0				

イ 小体育室、柔道場又は剣道場

区分	使 用 料		
	スポーツ行事	スポーツ行事以外	
午前9時~正午	1,980円	3,960円	
正午~午後5時	3.300円	6,600円	
午後5時~午後10時	3,300円	6,600円	
午前9時~午後10時	8,580円	17,160円	

ウ会議室

区分	単位	使 用 料
会議室	10	540円

注

- 1 照明使用料は、1時間につき次の金額を徴収する。
 - (1) 大体育室
 - ア 全面使用の場合 1,320円
 - イ 3分の2使用の場合 880円
 - ウ 3分の1使用の場合 440円
 - (2) 小体育室 220円

- (3) 柔道場又は剣道場 100円
- (4) 照明器具等の持ち込み 1個につき 1,100円
- 2 高校生以下の使用料は、照明使用料を除き半額とする。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、照明使用料を除きそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

[2] 部分利用

ア 大体育室、小体育室、柔道場又は剣道場

区分	単 位	使 用 料
体操	1面 1時間	660円
卓球	1面 1時間	120円
バドミントン	1面 1時間	120円
バスケットボール	1面 1時間	660円
バレーボール	1面 1時間	660円
庭球	1面 1時間	660円
柔道	1人 1時間	(柔道場)60円
剣道	1人 1時間	(剣道場)60円
空手道	1人 1時間	(剣道場)60円
ボクシング	1人 1時間	(小体育室)60円
その他の運動種目	6分の1面 1時間	380円

- (ア) 使用料の額は、照明使用料(施設使用料に100分の120を乗じて得た額)を含む。
- (イ) 利用時間を超過したときの使用料は、30分以内のときは規定 料金の2分の1、30分を超過したときは規定料金の全額を加算 した額を徴収する。

摘要

- (ウ) 高校生以下は、半額とする。
- (エ) 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。
- (オ) 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

イ トレーニング室

区分	使 用 料	摘 要
1人 1回	220円	高校生以下は、半額とする。

注

伊勢崎市民以外のものが利用する場合は、それぞれの使用料の額に100分の150を乗じてえた額とする。(10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)

[3] その他の使用料

区分		使 用 料	
区分	午前9時~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時
放送装置(一式)	1,100円	1,100円	1,100円
電光得点表示器(一式)	540円	540円	540円

5 伊勢崎市ソフトボール場 ア ソフトボール場

区分	使 月	用料 料
	入場料等を徴収しないスポーツ行事	入場料等を徴収するスポーツ行事
1時間	1,100円	2,200円

イ 第2グラウンド

区 分	使 用 料	
1時間	540円	

ウ 附属設備

区分	単位	使 用 料	摘要
夜間照明	1時間	1,320円	ソフトボール場のみとする。
放送装置(一式)	1時間	320円	
スコアボード	1時間	220円	

沣

- 1 高校生以下の使用料は、付属設備を除き半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、付属設備を除きそれぞれの使用料 の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

6 伊勢崎市補助競技場

区分	単 位	使 用 料		
1時間	全面	540円		

注

- 1 高校生以下の使用料は、半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、使用料の額に100分の150を乗じて 得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

7 伊勢崎市相撲場

TO DISTRIBUTE	7	
区分	単 位	使 用 料
専用	1回 1土俵	1,100円
個人	1 🗓	120円

注

- 1 高校生以下の使用料は、半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、使用料の額に100分の150を 乗じて得た額とする。
- 4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

8 伊勢崎市野球場

ア グラウンド

	区分	単位	使 用 料		
		入場料等を徴収しないスポーツ行事	入場料等を徴収するスポーツ行事		
	一般	1時間	1,200円	3,620円	
	職業野球	午前9時~午後5時		132,000円	

イ 室内ブルペン

区分	使 用 料	
1時間 1場所	220円	

ウ 附属設備

区分	単位	使 用 料
夜間照明	1時間	7,140円
スコアボード	1時間	1,100円
カウント操作盤(文字表示を除く)	1時間	540円
放送装置	1時間	320円

注

- 1 高校生以下の使用料は、半額とする。
- 2 個人利用の場合は、利用を制限する場合がある。
- 3 伊勢崎市民以外が利用する場合は、付属設備を除き使用料の額に100 分の150を乗じて得た額とする。

4 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

9 伊勢崎市第二市民体育館

〔1〕専用利用

ア 大体育室

	使 用 料					
区分	入場料等を徴収しない場合		入場料等を徴収する場合			
	スポーツ	スポーツ	営利宣伝の	スポーツ	スポーツ	営利宣伝の
	行事	行事以外	ための利用	行事	行事以外	ための利用
午前9時~正午	2,860円	11,440円	17,160円	5,720円	22,880円	34,320円
正午~午後5時	4,720円	18,920円	28,380円	9,460円	37,840円	56,760円
午後5時~午後10時	4,720円	18,920円	28,380円	9,460円	37,840円	56,760円
午前9時~午後10時	12,300円	49,280円	73,920円	24,640円	98,560円	147,840円
	12,300				90,000	147,840円

(ア)スポーツ行事は、スポーツ器具を含む。

摘

(イ)スポーツ行事(入場料等を徴収しない場合)で、一部を利用する場合において、その利用面積が2分の1以下のときは、当該使用料のそれぞれ2分の1の金額を徴収する。

注

- 1 照明使用料は、1時間につき次の金額を徴収する。
 - (1) 全面使用の場合 760円
 - (2) 2分の1使用の場合 370円
 - (3) 照明器具等の持ち込み利用 1個につき1,100円
- 2 高校生以下の使用料は、照明使用料を除き半額とする。
- 3 使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

〔2〕部分利用

177 1 1 1 1 1			
単位	使 用 料		
1面 1時間	120円		
1面 1時間	120円		
1面 1時間	660円		
1面 1時間	660円		
1面 1時間	660円		
4分の1面 1時間	380円		
	1面 1時間 1面 1時間 1面 1時間 1面 1時間 1面 1時間		

- (ア) 使用料の額は、照明使用料(施設使用料に100分の120を乗じて得た額)を含む。
- (イ)利用時間を超過したときの使用料は、30以内のときは規定料金の2分の1、30分を超過したときは規定料金の全額を加算した額を徴収する。

摘要

- (ウ) 高校生以下は、半額とする。
- (エ) 個人利用の場合は、利用を規制する場合がある。
- (オ)使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

[3] その他の使用料

	100 to 547 lot		
区分	午前	午後	夜間
放送装置(一式)	1,100円	1,100円	1,100円
電光得点表示器(一組)	540円	540円	540円

注

伊勢崎市民以外のものが利用する場合は、その他のを除きそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じてえた額とする。(10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。)